

第 1 1 期第 1 回道南連合海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 5 月 2 6 日 〈月〉 1 4 : 0 0 ~
- 2 開催場所 第 2 水産ビル 4 階 4 S 会議室 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
- 3 出席委員 工藤 幸博、久貴谷 英二、阿部 国雄、室村 吉信、逢山 義幸
(Web 出席) 上見 孝男、若山 唯敏、山中 孝俊、梶川 徹
- 4 委員会出席者 北海道水産林務部水産局漁業管理課 課長 物見 文雄
// 主幹 池田 聖治
// 課長補佐 大津 康義
// 係長 藤原 智史
// 主任 西田 策紀
// 主事 西田 至
檜山海区漁業調整委員会 事務局長 三上 征己
胆振海区漁業調整委員会 事務局長 濱谷 仁
日高海区漁業調整委員会 事務局長 佐々木 真琴
- 5 事務局 事務局長 山本 健太郎
- 6 議題
議案第 1 号 会長の選出について
議案第 2 号 副会長の選出について
- 7 報告事項
(1) 道南連合海区漁業調整委員会規程等について
(2) いか釣り漁業と沿岸漁業との操業協定について
- 8 議事

池田主幹	ただ今から、第 1 1 期 第 1 回道南連合海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたり、漁業管理課物見課長から、ご挨拶を申し上げます。
物見課長	<p>漁業管理課長の物見でございます。第 1 1 期第 1 回道南連合海区漁業調整委員会の開催にあたり、一言、ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、時節柄何かとご多用のところ、ご出席をいただきお礼申し上げます。</p> <p>本年 4 月に、全国の海区漁業調整委員会の一斉改選が行われ、本道における 1 0 の海区漁業調整委員会において、新たな体制が発足したところであります。</p> <p>漁業法第 1 4 7 条第 4 項の規定に基づき設置されております本連合海区漁業調整委員会もこのたび、新たに関係海区漁業調整委員会から代表委員が選出され、本日、漁業法施行令の規定に基づき、知事が第 1 回委員会を招集させていただいたところであります。</p>

ご承知のとおり道南連合海区漁業調整委員会は、昭和62年に、道南沖合海域で操業するいか釣り漁業とさめ延縄漁業の漁業秩序の確立を目的として発足し、今日に至るまで、道南沖合海域における各般の漁業調整を図り、本道沿岸漁業の発展に大きく貢献してきたところであります。

さて、近年、海面水温の極端な高温が続く海洋熱波をはじめとした気候変動等により、昨年は、秋サケの漁獲尾数が低迷したほか、コンブの漁獲量が初めて1万トンを割り込む見込みであることに加え、ホタテ稚貝の採苗が不振となるなど、本道水産業にとって大変厳しい年となりました。

こうした中、道では、水産業や林業・木材産業が抱える課題に対し、一体的かつ効果的に対策を進めるため、昨年4月、新たに「森林海洋環境局」を創設するなど、組織機構を強化し、気候変動や成長産業化などの取組を進めているところですが、漁業生産の減少は、漁業者の経営はもとより、水産加工業など地域経済に極めて大きな影響を及ぼすことから、早期回復や安定化を図ることが喫緊の課題であり、海洋環境の変化に応じた対策をより一層進めていく必要があると考えているところです。

本委員会におかれましては、漁業法の基本理念に即し、委員会の機能が十分発揮されますとともに、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げ、簡単ですが、開催にあたってのご挨拶といたします。本日は、よろしくお願いいたします。

池田主幹 本日は第1回の委員会ですので、委員の皆様をご紹介します。(着席順に紹介)
次に関係する海区漁業調整委員会の事務局長を紹介します。(名簿順に紹介)
次に、水産林務部職員を紹介します。(名簿順に紹介)

物見課長 本日の委員会は、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないことから、漁業法施行令第15条の規定により、知事が招集しておりますので、会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 (「異議なしの声」)

物見課長 皆様のご賛同を得ましたので、議事に入らせていただきます。
それでは、初めに、出席人員の報告をいたします。委員定数12名中、ウェブ参加を含め出席委員9名、欠席委員3名でありますので、本日の委員会は成立します。
それでは、只今から議事に入ります。議案第1号「会長の選出について」、議案第2号「副会長及び会長の職務を代理する者の選出について」は、関連がありますので、一括上程いたします。議案について説明させます。

池田主幹 会長の選出につきましては、漁業法第137条第2項の規定により、委員が互選することとなっております。また、副会長の選出については、道南連合海区漁業調整委員会規程第3条の規定により、3名を置き、委員が互選することとなっております。

物見課長 互選の方法について、どのように取り計らいますか、お諮りします。

上見委員 選考委員会を設置して、選ぶことにしてはいかがでしょうか。なお、選考委員の数、指名は仮議長に一任します。

物見課長 ただいま、上見委員から提案がございましたが、御異議ありませんか。

委 員 (「異議なしの声」)

物見課長 それでは、そのように取り運びさせていただきます。選考委員長1名、選考委員3名の方を指名いたします。選考委員長に、久貴谷委員(檜山)、選考委員に、阿部委員(渡島)、室村委員(胆振)、逢山委員(日高)にお願いします。選考委員の方は、別室で選考していただきます。その間、暫時休憩といたします。

池田主幹 選考委員の皆様は、別室へ移動をお願いします。

(休 憩)

物見課長 委員会を再開します。選考結果を久貴谷選考委員長から発表願います。

久貴谷委員 選考委員会の結果を発表いたします。別室で慎重に協議選考した結果、会長に渡島海区の阿部委員、副会長に檜山海区の工藤委員、胆振海区の室村委員、日高海区の逢山委員の4名を選考いたしましたので、ご報告いたします。

物見課長 皆様、満場の拍手をもってご承認をお願いします。

委 員 (拍 手)

物見課長 会長及び副会長は、そのように決定します。以上で私に与えられました任務は終了しました。なお、この後は渡島海区に事務局をお願いして会議を進めてまいります。ご協力ありがとうございました。

山本局長 渡島海区漁業調整員会事務局の山本です。第10期に引き続き、事務局を担当することになりましたので、よろしくをお願いします。

ただ今、第11期の新会長が決定いたしましたので、阿部会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

阿部会長 ただ今、委員の皆様のご信任をいただきまして、道南連合海区委員会の会長という大役を担うことになり、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

本委員会は、檜山海区から日高海区までの道南・太平洋海域及び噴火湾海域における、いかつり漁業の調整を図るため、昭和62年に設置され、今年で38年を迎える、歴史ある委員会であります。

道南・太平洋海域及び噴火湾海域のスルメイカ漁につきましては、近年、来遊資源が低水準の状態にあり、水揚量の減少により、漁業経営はひっ迫しております。

一方で、近年は、減少傾向にあるものの、依然として、操業協定違反や、沿岸漁具被害が発生していることから、漁業秩序の維持が求められるなど、いか釣り漁業を取り巻く環境は、大変厳しい状況が続いております。

こうした現状を、踏まえますと、本委員会が果たすべき役割は尽きないことから、引き続き、委員の皆様のご理解、ご協力と行政機関の皆様の適切なご指導を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではありますが、会長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

山本局長 ありがとうございます。

阿部会長 それでは報告事項に入る前に、本日の議事録署名委員について、委員会規程第8条により、私から指名いたします。室村委員、逢山委員、よろしく願いいたします。

報告事項の(1)「道南連合海区漁業調整委員会規程等について」の報告を受けることと致します。事務局より説明願います。

山本局長 最初に、資料1の委員会規程をご覧ください。この規程は、当委員会の運営に関する取扱いについて規定しており、第1条では、檜山振興局・渡島総合振興局・胆振総合振興局及び日高振興局沖合海域における、いか釣り漁業の調整を図り、漁業秩序の確立を期するため設置された設置の趣旨が、第2条では、委員会の主たる事務所は会長の、従たる事務所は副会長の所属する海区漁業調整委員会内におくとされています。第3条では、委員会は、檜山・渡島・胆振及び日高海区漁業調整委員会の委員の中から同数の委員をもって組織し、委員の定数は12名とされています。第4条以下の規定につきましては、後程お目通し願います。

続きまして、資料2及び資料3をご覧ください。当委員会の個人情報保護に関する規程及び事務取扱要綱になります。当委員会が業務上保有する個人情報については、委員会が制定した規程に基づき、情報保護等の事務に適正に対応することとしています。

続きまして、資料4及び5をご覧ください。当委員会の情報公開に関する規程及び事務取扱要綱になります。当委員会が業務上管理する公文書については、委員会が制定した規程に基づき、情報公開等の事務に適正に対応することとしています。

なお、個人情報や情報公開に関する関係法令等の改正があった場合には、当委員会の規程等も見直していくことを申し添えます。説明は以上です。

阿部会長 ただいま、委員会規程等について説明がありましたが、大変膨大な資料でありますので、お持ち帰りになって、お目通し頂くということで、よろしいですか。

委 員 (「異議なしの声」)

阿部会長 それでは、報告事項の（２）「いか釣り漁業と沿岸漁業との操業協定について」の報告を受けることと致します。事務局より説明願います。

山本局長 資料６の操業協定書をご覧ください。
この協定書は、道南・太平洋海域及び噴火湾海域において、いか釣り漁業を操業するにあたり、漁業秩序の確立と漁具被害の防止を図ることを目的に、関係漁業者間で毎年締結されるものです。
令和７年度の協定書は、令和７年５月８日の操業協定会議で原案のとおり決定され、現在調印作業を進めているところです。協定書には、協議事項１として、沿岸漁業者が作成した漁場図により、いか釣り漁業者は責任をもって、所属船全船に、周知・徹底を図ることと規定されております。
協議事項２には、沿岸漁業者の操業にあたって、漁具の敷設に係る事項が記載されています。協議事項３には、いか釣り漁業者の遵守事項について記載しており、主な事項として、（２）で光力制限について、（５）で敷設漁具からの距離について、（６）で操業時期や操業禁止の時間帯について、次のページ、（７）でパラシュートアンカーの使用制限について、それぞれ規定されております。
８ページの協議事項１２には、この協定書の適用期間について、「協定締結日から、令和８年１月３１日まで」となっております。この協定の締結にあたっては、毎年、各海区委員会を経由して漁協等が改定要望を取りまとめ、本委員会において要望内容を審議の上、操業協定（案）を決定し、協定会議へ提出することとしている。その委員会は、例年２月頃開催されています。
なお、資料７は、いか釣り漁業によると思われる漁具被害の発生状況を取りまとめたものです。令和６年度は、日高海域で８件、約４１万円の漁具被害がありました。令和５年度の１３件、約８１万円より、発生件数、金額ともに減少しましたが、これは、不漁に伴いイカ釣り漁船の出漁が少なかったことなどの要因から漁具被害が少なかったものと思われます。説明は以上です。

阿部会長 ただ今、事務局から説明がございましたが、この件について、ご意見、ご質問などはございませんか。

逢山委員 いか釣り漁船の光力制限の問題について、光力、ワット数が規制値より強すぎると思う。道南連合海区委員会の中で罰則規定を設けられないか。例えば陸揚げ同意を切るとか。

阿部会長 陸から見ればすごく明るく見える。年々進化していて、蛍光灯とＬＥＤの違いみないな感じだと思って頂ければいいと思う。
今の光力制限の上限値は。

山本局長 １０トン以上船で１６０キロワットです。

阿部会長 １６０キロワットでも２００キロワット以上に見える。

- 逢山委員 300キロワットはあると思う。4キロワットのトランスの切替しだいで8キロワットの倍にすることができる。
- 阿部会長 いきなり罰則の適用は難しいかもしれないが、光力制限の規制について、どの程度できるのか皆さんと協議したいと思います。
- 逢山委員 最近、大目流し網の漁船が、以前に比べて沿岸域、岡側に入って来ている。大目流し網の操業区域は明確に定まっていないのか。
- 池田主幹 北海道連合海区漁業調整委員会の指示によって、大目流し網の操業区域を指定して承認している。
- 逢山委員 昨年、大目流し網の操業区域をはっきり指定した方がいいのではないかと共有管理委員会の中でも話が出た。
- 阿部会長 委員会指示でも操業区域を指定しているのできちりできると思います。その他何かございますか。特になければ、これを持ちまして委員会を終了します。

以 上

以上、委員会の顛末を記録した事実と相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年6月6日

道南海区漁業調整委員会 会 長 阿 部 国 雄

議事録署名委員 室 村 吉 信

議事録署名委員 逢 山 義 幸